

多様な学びの場を考えるためのリーフレット

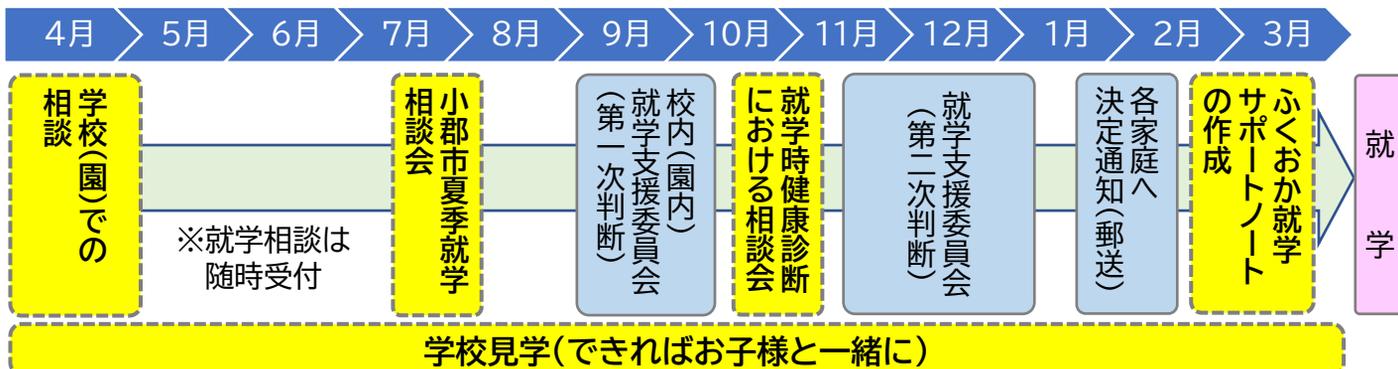
～お子様のよさや可能性を引き出すために知っていただきたいこと～

令和4年8月 小郡市教育委員会

特別支援教育とは、お子様のもつ力を高め、生活や学習の困難さを改善・克服できるような適切な指導・支援を行うものです。このリーフレットでは、特別支援教育の「多様な学びの場」について紹介します。お子様に合った学びの場を考える際の参考にしてください。

1 就学決定までの流れ

大まかな流れは以下の通りで、太字(点線囲み)で示している部分は保護者が関係するところです。



2 多様な学びの場

通級による指導

小・中学校の通常の学級での教科等の指導を通常の学級で受けながら、一部特別な指導を「通級指導教室」で行う教育の形態です。特別な指導とは、学習上又は生活上の困難を改善・克服する「自立活動」のことです。一人一人のお子様の状態に応じて、具体的な目標や内容を設定して指導します。

<対象となる障がい> ※小郡市の場合

◎言語障がい(小のみ) ◎自閉症 ◎情緒障がい ◎学習障がい(LD) ◎注意欠陥多動性障がい(ADHD)

◇指導時間はおおむね1週間に1回程度で、1回あたり45分から90分

◇大原小学校、大原中学校に設置されており、他校からの通級も可能(小学校は保護者の送迎が必要)

特別支援学級

「特別の教育課程」を編成し、特別支援学級を主として、各教科等や学習上又は生活上の困難を改善・克服する「自立活動」の指導を行います。また、各教科や学級活動、学校行事等を通常の学級と一緒に「交流及び共同学習」を、教育的効果が期待できる場面で行います。

<対象となる障がい> ※小郡市の場合

◎知的障がい ◎自閉症・情緒障がい ◎肢体不自由 ◎病弱・身体虚弱 ◎弱視 ◎難聴

◇8人までを一人の担任が指導(異学年が同学級になることが多い)

◇障がいの状態に応じた指導を行うために、週の半分以上の時間を特別支援学級で学習

◇知的障がいがある場合は、下学年や知的障がい特別支援学校の各教科等の内容に変更して学習

特別支援学校

障がいの状態に応じた弾力的な教育課程を編成し、国語、算数(数学)に加えて、各教科等を合わせた指導や学習上又は生活上の困難を改善・克服する「自立活動」の指導を行います。

※各教科等を合わせた指導とは、指導の効果を高めるための指導形態で、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習のことです。

<対象となる障がい>

◎視覚障がい ◎聴覚障がい ◎知的障がい ◎肢体不自由 ◎病弱

◇小郡市在住のお子様が進学先として検討できる学校は、障がいの種類により、原則として以下の学校となります。

小郡特別支援学校(知的障がい)／田主丸特別支援学校(肢体不自由)

久留米聴覚特別支援学校(聴覚障がい)／柳河特別支援学校(視覚・肢体不自由・病弱)

3 多様な学びの場を希望する際に必要な書類

お子様の障がいの状態を把握するために、新規の方(種別が変わる方を含みます)は、次のいずれかの提出をお願いしています。(いずれもコピーで構いません。)

◇知能検査や発達検査等の結果

◇診断書

◇療育手帳や身体障害者手帳

4 就学先の判定

校内(園内)就学支援委員会にて第1次判断を行ったうえで、小郡市就学支援委員会にて、お子様にどのような学びの場が適切かを総合的に判断し、判定をします(第2次判断)。その際、以下の事柄をもとに判断を行います。

◇お子様・保護者の願い

◇お子様の教育的ニーズ

◇専門的見地からの意見(医療、心理、教育)

◇学校や地域の状況等

発達検査等に対応している医療機関については、福岡県のホームページから確認できます。

[福岡県>健康・福祉・子育て>障がい福祉>障がい福祉情報>発達障がいのある方への支援に関する情報>発達障がいの対応を行っている医療機関リスト](#)

5 就学先決定にむけての合意形成

小郡市就学支援委員会の判定結果がお子様・保護者の希望と一致する場合は、1月末から2月にかけて各家庭に決定通知を送付します。

もしも、判定結果がご希望と一致しなかった場合は、保護者と教育委員会等とで話し合いをして、合意形成を図った上で就学先を決定します。

※通級は1月中に入級願を入級希望者に配布し、3月の判定会議後に通知します。

6 学びの場の変更

就学後の発達の程度や適応の状況、各教科等の学習の習得状況の変化により、お子様の教育的ニーズも変わります。学びの場の変更は年度ごとに見直しは可能です。お子様のもてる可能性や将来の希望を叶えるために、その時点で最も力を発揮できる場はどこかを学校(園)や専門家、教育委員会と一緒に考えていきましょう。